整理番号 消防-法申-46

## 申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	消防局予防部規制課保安担当 (06-4393-6266)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	貯蔵施設等の変更の許可
概要	液化石油ガス販売事業者は、貯蔵量が3,000kg以上の貯蔵施設、特定供給設備又は充填設備の構造、設備等を変更 (軽微な変更を除く。) しようとするときは、市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の2第1項(同法第37条の4第3項において読み替えて準用する場合を含む。) (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=342AC0000000149)
審査基準	1 貯蔵施設又は特定供給設備の変更に係るもの申請された貯蔵施設又は特定供給設備が、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条に規定する技術上の基準に適合していることが必要です。 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号)第14条及び第52条から第54条まで(https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=409M50000400011)・高圧ガス設備等耐震設計基準(昭和56年10月26日通商産業省告示第515号)・供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示(平成9年3月13日通商産業省告示第123号)・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について(平成31年3月15日保局第5号)・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について(令和3年2月25日保局第1号) ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について(令和4年2月25日保局第1号) ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条・バルク供給及び充て入設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示(平成9年3月17日通商産業省告示第127号)・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について(平成29年3月31日商局第9号)(消防局予防部規制課保安担当窓口にて設置)
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	貯蔵施設、特定供給設備又は充塡設備の変更の許可を受けようとするとき
提出方法	貯蔵施設等変更許可申請書又は充てん設備変更許可申請書に審査のために必要となる図書を添えたもの2通を大阪市長(消防局予防部規制課保安担当)あて提出してください。
手数料	・貯蔵施設又は特定供給設備の変更に係るもの 17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額 ・充填設備の変更に係るもの 17,000円に変更に係る充填設備の数を乗じて得た金額
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.citv.osaka.lg.jp/shobo/
備考	